

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月20日

天理市公平委員会

委員長 戸田 忠志

公平委員会規則第2号

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

天理市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年8月天理市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「部長」の次に「、局長」を、「部次長」の次に「、局次長」を加え、同表教育委員会事務局の項中「局長」の次に「、教育次長」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。